

## 上申書

K . Y

事故さえなければ、私たち家族にとって楽しい思い出のある1年のはずが、一人の人間の不注意で最愛の娘を亡くし、誠意の全くない対応に傷つき、失望の1年にさせられました。

娘は、平成7年10月31日、元気に生まれてきてくれました。やっと授かった子供であり、大事な宝物です。

本来ならば第1回公判が行われていたはずなのに、加害者が私選の弁護士を付けたという理由で変更になり、「裁判とは加害者優先なのか」と複雑な思いを抱き、今日までどんな気持ちで遺族が過ごしてきたことか。

事故の朝、当時、新築中だった我が家の現場に加害者は来て、「野球の試合が終わってから仕事をしに来ます」と言うと、車を置き、試合場所に向かい、昼過ぎには打ち上げでお酒をかなり飲んで車に乗って来たようです。娘は自分の家の庭で安心して遊んでいたことでしょう。その娘を、見通しの良いはずの前方で発進して無惨にも轢き殺したのです。

加害者は事故を起こした時、「加害者の取るべき救護措置」を何一つせず、私が110番したのです。病院に運ばれた時、娘はすでに心肺停止状態で、頭蓋底骨・頭蓋底多発骨折、それによる気脳症・出血性ショックによる即死でした。

医師には、「娘さんは怖いとか痛いとか思う時間はなかったでしょう」と言

われましたが、その瞬間、どんなに怖かったことでしょう。

娘の小さな体はひどく傷ついていました。そんな姿をみると、その瞬間どれだけの恐怖を味わったかと思うと体が震えます。

車両同士の事故ではなく、相手は人間です。「アッ」と思った時に止まってくれていれば命を落とさなくて良かったのに、それをどうして気づかなかったのでしょうか。余りにも無責任過ぎます。それが判らないほど大量の酒を飲んでハンドルを握っていたのでしょうか。

まだ4歳と8ヶ月で、自分の意志に反し、他人の手で命をもぎとられた娘には、これから楽しい人生がたくさん待ち構えていて夢や希望があったでしょうに、さぞや悔しく無念に違いありません。そうして、私たちの手から離れ、小さな娘はたった一人で永い旅に逝ってしまいました。

加害者にとってはお酒を飲んで運転をするという行為は、おそらく日常茶飯事で、事故を起こすかも知れないという自覚に欠け、事故を起こしたという事実だけで日常の生活は何も変わりなく、失くしたものも何もなく、これからも今までどおり生きて生活していけます。

なぜ私たちだけが、娘を失い、重苦しい気持ちで毎日を過ごさないといけないのですか。

夜寝る時など、いつも「このまま朝、目が覚めなければいいのに」と思うし、朝は起き上がり枕もとのお骨を見て「死んだんだ」と実感し、1日が始まるのです。

人ひとりの命を奪い、ほんの180日の停止なんて、「何故」取消しではないのか、免許の取り上げはないのか疑問です。飲酒であれば免許の永久剥奪でも良いのではないのでしょうか。もしそうであっても、自分のしたことをきちんと責任をとれば、命までとられる訳でもなく生きていけるのです。しかし、死んだ人間は生き返ることもやり直すこともできないのです。

元検察官である高木光徳氏が新聞に書いておられましたが、「交通事故は事故でなく事件だ」と。「ましてや飲酒・無免許運転については、悪質であり、故意で殺人に相当します」と。また、「人には生きる権利があり、法というのは命であり、命を守るものである」と。佳奈の事件に関して、そうあることを願います。少しでも、今、ハンドルを握っているドライバーが飲酒運転で事故をすると大変なことになるのだという社会の戒めにもなるように公判を進めていただき、遺族が納得する判決を下されることを希望し、他人事のように自分が起こした事故をまったく認識せず、娘の命を軽く思っているだろう自分勝手な加害者には深く反省し、言い訳などせず罪を認め、それなりの罪を償ってほしく、娘が安心をして眠りにつけるよう、私たち遺族は加害者に対して、厳重なる処罰を望みます。

以上は、刑事裁判の当時書いた上申書で、その中のほんの一部です。娘に会えなくなって、12年も経ちました。

この原稿を書きながら、「今日は娘の17歳の誕生日」だと思い、どんな高校生になっていたのか想像するのですが、4歳の娘の姿しか浮かびません。

亡くなった子供の歳を数えながら、自分が娘に逢うのが近くなったと感じます。

家族や大切な人を突然の事故・事件で亡くすことのないように、一人ひとりが少し注意していただき、悲しみにくれている方々にちょっと寄り添う気持ちを持ってくれる社会・地域であってほしいものです。